

市第8号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和34年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表保土ヶ谷区の項区域の欄中「西谷町」の次に「、西谷一丁目、西谷二丁目、西谷三丁目、西谷四丁目」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

保土ヶ谷区における町区域の設定に伴い、区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（区の設置）

第2条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は次のとおりとする。

名 称	区	域
(省 略)		
保土ヶ谷区	新井町、今井町、岩井町、岩崎町、岩間町、岡沢町、霞台、帷子町、釜台町、鎌谷町、上菅田町、上星川一丁目、上星川二丁目、上星川三丁目、狩場町、川島町350番地の1から1,573番地まで、川辺町、神戸町、権太坂一丁目、権太坂二丁目、権太坂三丁目、境木町、境木本町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、新桜ヶ丘一丁目、新桜ヶ丘二丁目、瀬戸ヶ谷町、月見台、天王町、常盤台、西久保町、西谷町、 西谷一丁目、西谷二丁目、西谷三丁目、西谷四丁目 、初音ヶ丘、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、仏向西、法泉一丁目、法泉二丁目、法泉三丁目、星川一丁目、星川二丁目、星川三丁目、保土ヶ谷町、峰岡町、峰沢町、宮田町、明神台、和田一丁目、和田二丁目	
(省 略)		